

報告事項No. 5

地方自治法第180条の規定による市長の専決処分の報告について

市長の専決事項の指定について第2項による専決処分

番号	発 生 局 名	専決処分 年 月 日	損 害 賠 償 の 額	被 害 者	事 件 の 概 要
1	教育委員会	5. 7. 14	円 463,840	幸区在住者	平成27年12月27日、市立学校の教室で、清掃作業中、被害者が、飛散したワックスの剥離剤に触れ、負傷したもの